

平成26年度 茨城県食品衛生監視指導計画体系表

【趣旨】

- ・食品衛生法の規定に基づく茨城県食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）の策定及び監視指導計画に基づく監視指導の実施
- ・監視指導計画と食の安全・安心確保基本方針及びアクションプランとの整合・調和

重点監視指導項目

★ 食品衛生関係法令の遵守

- ア 食品衛生法、法施行条例 イ と畜場法
- ウ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
- エ 茨城県食品衛生条例 オ 茨城県食の安全・安心推進条例
- カ 健康増進法 キ JAS法
- ク 米トレサ法

★ 重点施設に対する計画的、効率的な監視指導

- ア 食中毒等健康被害発生の多い施設
- イ 食中毒等健康被害発生時の影響が大きい施設
- ウ 食品衛生関係法令違反施設
- エ 広域流通食品等製造施設

食中毒など健康危害防止対策

- ・原因明確・調査
- ・拡大防止及び再発防止、情報提供
- ・健康食品対策
- ・ノロウイルス・カンピロバクター対策
- ・サルモネラ、腸管出血性大腸菌対策

総合的な食品の
安全確保対策

整合

茨城県食の
安全・安心推進
条例

調和

茨城県食の安
全・安心確保
基本方針

茨城県食の安
全・安心確保ア
クションプラン

関東農政局
水戸及び土浦地域センター

農林水産部・生活環境部ほか

国・他都道府県市

保健福祉部

保
健
福
祉
部

試験検査実施機関
(計画的検査の実施)

登録検査機関

保健所(12)

衛生研究所(1)

食肉衛生検査所(3)

実施体制 監視指導機関

(計画的監視指導の実施)

- ・監視指導と収去検査
- 実施計画の策定と結果の公表
- 一斉取締りによる監視（夏期、年末、食中毒予防月間等）
- ・違反など発見時の対応
- 迅速・適切な対応
- 違反業者・処分業者等情報の公表

収去検査

監視指導

一斉取締り

食品等事業者（生産・輸入・調理・加工・製造・流通・販売）

【自主的な衛生管理の推進】

食品衛生管理者等の設置指導・自主的な衛生管理の推進・食品衛生
推進員等の活動推進・HACCP（ハサップ）システムの普及

リスクコミュニケーションの推進
(県民への情報提供と意見交換の
推進))

- ・監視指導計画の策定に係るリスクコミュニケーション
- ・監視指導計画の実施状況の公表
- ・食の安全情報 Web Site による積極的な情報提供
- ・意見交換会や講習会の開催
- ・食品衛生フェアの開催

県民